

(令和9年度実施分)  
(令和8年6月改訂)

# 高等専門学校機関別認証評価

## 自己評価実施要項

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構

# 目次

第1章 評価の内容等.....	- 1 -
I 自己評価実施要項について .....	- 1 -
II 評価の内容.....	- 1 -
III 自己点検・評価の重要性.....	- 1 -
IV 評価のスケジュール .....	- 2 -
第2章 自己評価書の作成等.....	- 3 -
I 提出書類.....	- 3 -
II 自己点検・評価の実施及び自己評価書の作成 .....	- 3 -
1 自己評価書「本文編」の構成.....	- 3 -
2 目的の重要性.....	- 4 -
3 自己点検・評価の実施 .....	- 4 -
III 自己評価書「根拠資料編」の作成.....	- 4 -
IV 自己評価書の提出方法.....	- 5 -
1 提出方法 .....	- 5 -
2 提出締切 .....	- 5 -
3 その他.....	- 5 -
第3章 対応状況の報告について .....	- 6 -
I 対応状況の報告の内容.....	- 6 -
1 対象.....	- 6 -
2 内容.....	- 6 -
3 スケジュール .....	- 6 -
II 対応状況報告書等の作成及び提出方法 .....	- 6 -
1 作成.....	- 6 -
2 提出.....	- 7 -
第4章 追評価について .....	- 8 -
I 追評価の内容 .....	- 8 -
1 対象.....	- 8 -
2 内容.....	- 8 -
3 追評価のスケジュール .....	- 8 -
II 追評価の自己評価書等の作成及び提出方法.....	- 8 -
自己評価書の作成に当たっての留意点（高等専門学校機関別認証評価） .....	- 9 -
I 高等専門学校の現況及び特徴.....	- 9 -
II 目的.....	- 9 -
III 基準ごとの自己評価等.....	- 9 -
各観点の分析を行う際の手順等について.....	- 11 -

- (別添) (様式1) 高等専門学校機関別認証評価 自己評価書  
(様式2-1) 高等専門学校現況表 (改正前基準) (改正後基準)  
(様式2-2) 平均入学定員充足率計算表  
(様式2-3) 担当教員一覧表 (改正前基準) (改正後基準)  
(様式2-4) ウェブサイト掲載項目チェック表  
(様式2-5) 認証評価以外の第三者評価の状況  
(様式2-6) 教員の年齢・性別構成  
(様式2-7) 法令遵守事項、危機管理体制等一覧

# 第1章 評価の内容等

## I 自己評価実施要項について

自己評価実施要項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、その定める高等専門学校機関別認証評価実施大綱（以下「大綱」という。）及び高等専門学校評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、高等専門学校機関別認証評価（以下「認証評価」という。）を実施するに際して、機構に対して評価の実施を申請した高等専門学校（以下「対象校」という。）が行う自己評価の方法等について記載したものです。

各高等専門学校は、それぞれの質保証の体制を整備し、そのなかで自己点検・評価を実施していますが、機構が実施する認証評価において自己評価書を提出する際には、本要項に定める手順にしたがって自己評価を実施し、その結果を記入したものを自己評価書の様式（様式1）に記載し、機構に提出してください。

本要項は、4つの章から構成されており、「第1章 評価の内容等」では、機構が実施する認証評価の基本的な内容等を記載しています。「第2章 自己評価書の作成等」では、対象校が行う自己評価の具体的な方法と自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等について記載しています。「第3章 対応状況の報告について」では、大綱の「VI 対応状況の確認」で明示されている「改善を要する点」として指摘された事項に関する対応状況の報告の方法等について記載しています。「第4章 追評価について」では、大綱の「VII 追評価」で明示されている「評価基準に適合していない」と判断された場合の追評価の方法等について記載しています。

## II 評価の内容

機構が実施する認証評価は、評価基準に基づいて実施します。評価基準は、「領域1 教育の内部質保証システム」「領域2 教育組織及び教員・教育支援者等」「領域3 学習環境及び学生支援等」「領域4 財務基盤及び管理運営」「領域5 準学士課程の教育活動の状況」「領域6 専攻科課程の教育活動の状況」の6つの領域から構成され、機構は、大綱の「V 評価の実施方法」の「② 機構における評価」に基づき評価を実施します。

## III 自己点検・評価の重要性

高等専門学校は、学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行うこと、及び、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）第2条において教育水準の維持向上が求められており、自己点検・評価を実施しその結果を踏まえて適切に教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証システム）を構築することが必要です。中央教育審議会大学分科会等の高等教育に関わる議論においても、この内部質保証システムの重要性が累次提言されています。

この認証評価においても、教育の内部質保証システムが十分整備されているかを重点的に確認することとしています。

## IV 評価のスケジュール

※ 下記スケジュールは目安であって、毎年度決定します。  
また、評価作業の進捗状況により変更が生じることがあります。

	機構	対象校
評価実施前々年度	6月～9月 高等専門学校機関別認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会	定期的な自己点検・評価及びその結果に基づく改善の実施
評価実施前年度	9月 評価の申請受付	評価の申請
評価実施年度	4月 評価手数料の連絡	
	5月	
	6月 【評価部会】	自己評価書等の提出、評価手数料の納入
	7月 書面調査	面談対象者等の選定
	8月	
	9月 【9月頃までに対象校に送付】 ○ 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」	【指定する期限までに提出】 ○ 「訪問調査時の確認事項」への補足説明、資料・データ等収集 ○ 教育現場の視察及び学習環境の状況調査の経路設定 ○ 訪問調査プレ調査への回答
	10月 【訪問調査】（現地へ訪問及びWeb会議システムにより実施） ○ 「訪問調査時の確認事項」への回答の確認 ○ 面談、教育現場・学習環境等の調査	
	11月	
	12月 評価結果（原案）の作成	
	1月 【高等専門学校機関別認証評価委員会】 評価結果（案）を対象校に通知	
2月 意見の申立てへの対応、評価結果の確定・公表	評価結果（案）に対する意見の申立て等	
3月		
翌年度以降		定期的な自己点検・評価、改善の実施
	6月	対応状況の報告
	7月 対応状況の報告の調査等	

※追評価の場合のスケジュールは第4章を参照。

## 第2章 自己評価書の作成等

### I 提出書類

- ① 自己評価書「本文編」：様式1  
(機構ウェブサイト <https://www.niad.ac.jp> にて配布)
- ② 自己評価書「根拠資料編」：①で記載する根拠資料等（一覧表（任意様式）を含む。）
- ③ 別紙様式：下記の様式（機構ウェブサイトにて配布）
  - ・（様式2-1）高等専門学校現況表（改正前基準）（改正後基準）
  - ・（様式2-2）平均入学定員充足率計算表
  - ・（様式2-3）担当教員一覧表（改正前基準）（改正後基準）
  - ・（様式2-4）ウェブサイト掲載項目チェック表
  - ・（様式2-5）認証評価以外の第三者評価の状況
  - ・（様式2-6）教員の年齢・性別構成
  - ・（様式2-7）法令遵守事項、危機管理体制等一覧
- ④ その他資料：次に掲げる既存の資料
  - ・ 学校の概要が記載されているもの（学校要覧等）
  - ・ 入学志願者や中学校等に学校を紹介するためのもの（学校案内等）
  - ・ 教育内容、履修方法等を学生に周知するもの（学生便覧、ガイドブック等）
  - ・ 規則集（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
  - ・ シラバス（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
  - ・ 時間割（学校のウェブサイトで学外から確認できる場合は不要）
  - ・ キャンパスマップ
  - ・ 建物見取り図
  - ・ 直近の特例適用専攻科の認定の可否（もしくは教育の実施状況等の適否）の結果通知（特例適用認定専攻科の認定結果を根拠に、分析を省略する観点・項目がない場合は不要）

※設置基準附則第4条第7号の規定により、教員について従前の例により運用している場合には、様式2-1及び2-3については、「（改正前基準）」を使用してください。

※設置基準第28条により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合には、当該特例の認定を受けている学科等、特例対象となる設置基準上の規定及び特例認定の期間を、「（様式2-1）高等専門学校現況表」の指定する欄に記載してください。

### II 自己点検・評価の実施及び自己評価書の作成

- 1 自己評価書「本文編」の構成  
自己評価書「本文編」は下記のとおり構成されています。
  - I 高等専門学校の現況及び特徴
  - II 目的
  - III 領域ごとの自己評価等  
領域、基準、観点、自己点検・評価の項目

## 2 目的の重要性

高等専門学校の目的については、設置基準第3条において「高等専門学校は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定されています。高等専門学校全体並びに学科、専攻ごとに定める目的には、高等専門学校や学科、専攻の使命、果たすべき機能や役割、人材の養成に関する事項等を定めるものと考えられます。

自己点検・評価を実施するに当たっては、高等専門学校で定めた目的を踏まえて、評価基準ごとに自己点検・評価の項目を確認し、教育研究活動等の状況の分析・評価を行うことが必要です。

特に、学校教育法施行規則第165条の2で規定する三つの方針（卒業・修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー））は、高等専門学校の目的と十分な整合をもって策定されるべきものであることに留意してください。

なお、認証評価においては、高等専門学校の目的そのものは、大綱の「Ⅱ 評価の基本的な方針」の「（3）個性の伸長に資する評価」のとおり評価の前提として取り扱うものであって、評価の対象とは位置付けていません。

## 3 自己点検・評価の実施

自己評価書の作成に際しては、評価基準に基づき自己点検・評価を実施しつつ作成に当たることが必要です。

自己点検・評価を実施する際には、まず各基準の内容を十分に理解した上で、別紙2において示された各観点の自己点検・評価の項目ごとに、具体的な取組状況を分析してください。この分析に当たっては、根拠となる資料を自己評価書「本文編」に明示するとともに、その根拠資料の内容も十分に確認してください。

また、自己評価書「本文編」については、別紙1に留意点等をまとめてありますので、別紙1を参照しつつ分析し自己評価書を作成してください。

## Ⅲ 自己評価書「根拠資料編」の作成

自己評価書「根拠資料編」とは、自己評価書「本文編」の自己点検・評価の項目ごとの、判断の根拠となる資料・データ等です。

個々の資料・データ等は、名称及び一意的な（ただ一通りに定められる）番号の両方によって参照できるように作成してください。また、出典を明記してください。個々の資料・データ等の名称は、その内容等が理解しやすいものとし、一意的な番号は、観点ごと、領域ごと、又は自己評価書「本文編」全体を通じて一貫した番号とします。なお、資料を参照する際に留意すべき点がある場合には、基準ごとに設けている「特記事項」欄に、その留意点を記入することができます。

個人情報保護の観点から、根拠資料として、個人情報を含む資料・データ等を用いることがないようにしてください。やむを得ず個人情報を含む場合には、必ず、電子ファイルから個人情報を消去（ソフトの黒塗機能で復元が不可能な状態にするなど）して提出するようにしてください。

根拠となる資料・データ等は、機構が別途通知する方法によって、電子ファイルを提出してください。なお、内容の判別の困難な資料・データ等がある、あるいは、資料・データ等が不足していると判断される場合には、再提出や追加資料・説明を求めることがあります。

## IV 自己評価書の提出方法

### 1 提出方法

機構が別途通知する方法によって、電子ファイルを提出してください。

### 2 提出締切

評価実施年度の6月30日17時

6月30日が休日に当たる場合は直前の金曜日17時

### 3 その他

- (1) 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。
- (2) 評価報告書とともに原則として原文のまま公表される「I 高等専門学校の現況及び特徴」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

## 第3章 対応状況の報告について

### I 対応状況の報告の内容

#### 1 対象

大綱VIに基づき、認証評価を受け、評価結果において「改善を要する点」として指摘された事項を対象として対応状況の確認を行います。

#### 2 内容

「改善を要する点」として指摘された事項については、改善が不断の取組として継続的に行われるものであることを踏まえ、評価を受けた年度の翌年度を一年度目とし、三年度目までに、その対応状況（改善が完了していればその状況）について、対応状況報告書及び根拠となる資料・データ等を、機構に提出するものとします。

機構は、対応状況報告書等を調査し、その内容について高等専門学校機関別認証評価委員会で審議した結果、対応状況が十分であると確認された事項について、既に公表した評価結果にその旨を追記し、当該高等専門学校及びその設置者に通知するとともに、公表します。なお、評価結果への追記事項の確定は、当該高等専門学校の意見を聴いた上でを行います。

また、期限までに改善を要する点に関して対応状況が十分であると確認されなかった、あるいは、対応状況報告書の提出がなかった場合は、その旨を当該高等専門学校及びその設置者に通知するとともに、機構のウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) において公表します。

#### 3 スケジュール

評価実施年度の翌年度以降

毎年度	6月30日	・対応状況報告書等の提出締切
	7月～	・対応状況報告書等の調査
	1月	・評価結果への追記事項（案）を当該高等専門学校に通知
	～	・当該高等専門学校からの意見の受付締切
	3月	・評価結果への追記事項の確定、当該高等専門学校に通知するとともに、評価結果への追記事項を公表

### II 対応状況報告書等の作成及び提出方法

#### 1 作成

##### (1) 対応状況報告書の作成

様式を機構のウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) よりダウンロードの上、作成してください。

また、対応状況については、根拠となる資料・データ等を分析しつつ、それぞれの状況に応じて記述してください。

##### (2) 根拠となる資料・データ等の示し方

対応状況報告書の「対応状況」欄に資料番号、資料の名称、出典を記載し、資料・データ等については、別添としてください。

## 2 提出

### (1) 提出方法

提出方法については、別に定めます。

### (2) 提出期間

評価を受けた年度の翌年度を一年度目とし、三年度目までの間の、各年度6月15日から30日17時まで

(6月30日が休日に当たる場合は直前の金曜日17時まで)

### (3) その他

提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出を求めることがあります。

## 第4章 追評価について

### I 追評価の内容

#### 1 対象

大綱Ⅶに基づき、認証評価を受け、高等専門学校評価基準に適合していないと判断された高等専門学校（以下「追評価対象校」という。）を対象として、追評価を実施します。

#### 2 内容

追評価は、認証評価実施年度の翌年度を一年度目とし、三年度目までに、満たしていないと判断された基準について、書面調査及び必要に応じて訪問調査を行うことにより実施します。なお、複数の基準を満たしていない場合でも、2か年度に分けて申請をすることはできません。

また、期限までに満たしていないと判断された基準について対応が不十分で、高等専門学校評価基準に適合していることが確認されなかった、あるいは、追評価の申請がなかった場合は、その旨を追評価対象校及びその設置者に通知するとともに、機構のウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) において公表します。

#### 3 追評価のスケジュール

4月30日	・追評価の申請受付
6月30日	・自己評価書（追評価）等の提出締切
7～12月	・書面調査及び必要に応じて訪問調査の実施
1月	・追評価結果を確定する前に、追評価結果（案）を追評価対象校に通知
～	・追評価対象校からの意見の申立ての受付締切
3月	・追評価結果の確定、追評価対象校及びその設置者に通知、公表

### II 追評価の自己評価書等の作成及び提出方法

作成及び提出方法については、第2章の内容に準じて、別に定めます。

## 自己評価書の作成に当たっての留意点（高等専門学校機関別認証評価）

自己評価書（様式 1）は以下に示すⅠ～Ⅲから構成されます。自己評価書の作成は、各観点の留意点に配慮して関係する資料・データ等を十分に分析した上で行ってください。

### Ⅰ 高等専門学校の現況及び特徴

2,000 字程度で簡潔に記述します。

#### (1) 現況

1. 高等専門学校名：高等専門学校の名称を記述します。
2. 所在地：高等専門学校の本部の所在地とし、都道府県、市区町村名まで記述します。
3. 学科等の構成：設置されている学科・専攻科を、全て記述します。
4. 認証評価以外の第三者評価の状況：様式 2－5 に、設置されている学科・専攻科・専攻名を全て記述し、さらに、次の①～③について、それぞれに認定の有無を記述します。
  - ①大学改革支援・学位授与機構の学士の学位の授与に係る特例適用の認定を受けている専攻科（以下「特例適用専攻科」という。）
  - ②日本技術者教育認定機構による教育プログラムの認定を受けている（以下「J A B E E 認定プログラム」という。）専攻科・専攻
  - ③その他の第三者評価を受けている場合は、当該第三者評価の名称や評価対象である組織やプログラム等
5. 学生数及び教員数：評価実施年度の 5 月 1 日現在における学科・専攻科の学生数及び教員数を記述します。ただし、教員数については、休職者や長期海外渡航者を除く基幹（専任）教員（教授、准教授、講師、助教）及び助手の現員数とします。

#### (2) 特徴

沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含めた対象校の特徴を記述します。  
なお、Ⅰの記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書とともに公表します。

### Ⅱ 目的

法令上義務付けられている高等専門学校全体の目的（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 172 条の 2）並びに学科ごとの目的（設置基準第 3 条）、専攻ごとの目的については、必ず記述します。その際、目的を規定している学則等の名称及び条文名（例：学則第〇条、〇〇規則第〇条等）を付記することにより明示します。

その他の単位（準学士課程全体、専攻科課程全体等）で目的を策定している場合には、策定単位がわかるように、同様に記述します。

なお、Ⅱの記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書とともに公表します。

### Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準ごとの自己評価は、第 2 章「Ⅱ 自己点検・評価の実施及び自己評価書の作成」を踏まえて、以下の手順・方法で行います。

#### ① 自己評価書（様式 1）の自己点検・評価の項目ごとの分析

自己評価書（様式 1）の各観点到示された自己点検・評価の項目について、その分析の根拠を「資料・データ」又は「説明」によって示します。「資料・データ」を根拠とする場合には、その資料がすでに何らかの形で作成されているか、すでに作成されている文書の一部であることが必要です。

「説明」を根拠とする場合にも資料を提示することが必要です。

「資料・データ」を根拠として求めるか、「説明」を求めるかは、自己評価書「本文編」の右欄において明示しています。前者の場合は◇、後者の場合は◆を付して、求める内容、資料の種類を表示しています。根拠となる「資料・データ」の提出を求めている場合には、「説明」は不要です。ただし、「資料・データ」の提示のみでは内容が伝わりにくい場合は、自己評価書又は「資料・データ」内に簡単な補足説明を加えてください。

なお、自己評価書（様式1）において、該当する取組にチェックをする項目については、次の2通りの扱いとなっていますので留意してください。

- ・（すべての項目にチェック必須）と記載および黄マーカーのある項目：  
原則として、全ての取組が求められる項目です。全ての項目を分析し、取組をしていると認められる項目（□）にチェックしてください。
- ・（複数チェック☑可）と記載のある項目：  
全ての取組が求められる項目ではありません。取組をしているいずれかの項目（複数でも可）について分析を行い、（□）にチェックをしてください。

## ② 観点ごとの判断

観点ごとに、当該観点の状況を示す根拠資料・データ等を確認し、自己点検・評価結果欄において、該当する選択肢を選びます。（様式1においては、①に先立って、記入欄を設けています。）

なお、観点4-2-③、観点4-2-④、観点5-3-②、観点5-5-③、観点6-3-②、観点6-5-③及び観点3-2-④（(3)の項目のみ）は、評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を行ってください。これらの観点の自己評価がなされた場合には、機構においてより望ましい取組として分析します。（当該観点の分析結果は基準の判断に影響することはありません。）

## ③ 特記事項の記述

基準ごとに、各観点のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、必要に応じて、「特記事項」欄に記述します。

なお、「特記事項」欄に記述しない場合は、「該当なし」と記述します。

## ④ 「優れた点」「改善を要する点」の記述

これらの観点ごとの判断及び特記事項の内容を総合的に勘案して、基準ごとに、以下の考え方に基づき、優れていると自ら判断する点や改善が必要であると自ら判断する点を記述します。

なお、抽出する点がない場合は、「該当なし」と記述します。

優れた点	1) 取組状況や達成状況が高い水準にあると自ら判断するもの。 2) 独自の工夫等を図った特色ある取組状況であると自ら判断するもの。 3) その他、優れた点として特記すべきであると自ら判断するもの。
改善を要する点	1) 高等専門学校設置基準をはじめとする法令等に抵触すると認められるものや、内部質保証の体制が十分に整備されておらず教育の質保証システムが機能しないおそれがあるなど、改善の努力や工夫が必要であると自ら判断するもの。 2) その他、改善を要する点として特記すべきであると自ら判断するもの。 ※評価結果において、改善を要する点の指摘があった基準は、基準を満たしていないものと判断し、改善を要する点として指摘された事項は、対象校に対応状況の報告を求めます。

## 各観点の分析を行う際の手順等について

ここには、基準を構成する各観点を分析する際の手順、関係法令<sup>\*1</sup>を掲載するとともに、分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を示してあります。

資料・データ等については、自己評価において確認を求めている資料・データを中心に示してあります。これらは、自己評価書(別紙様式1)<sup>\*2</sup>を機構が分析する際にも必要となるものですので、正確なものであることが必要です。また、自己評価のための分析に必要な事項について、資料を整理するための様式(別紙様式2-1~2-7)<sup>\*2\*3</sup>を示している場合もあります。各対象校の目的や状況等に応じた資料・データ等を用意してください。なお、特に指定のない場合は、提出時点の状況を示す資料・データ等としてください。

また、各基準・観点等の記述に係る留意事項を破線枠内で補足していますので、分析の際には、【分析の手順】【観点に係る根拠資料・データ】の記述と合わせて参照するようにしてください。

\*1 関係法令は次のとおり略して表示しています。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

\*2 設置基準附則第4条第7号の規定により、「専任教員」を運用している場合は、「基幹教員」を「専任教員」と読み替えるとともに、本資料及び別添各様式の指示を参照して自己評価を実施してください。

\*3 設置基準第28条により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合には、当該特例の認定を受けている学科等、特例対象となる設置基準上の規定及び特例認定の期間を、「(様式2-1)高等専門学校現況表」の指定する欄に記載してください。

# 目次

領域1 教育の内部質保証システム .....	- 18 -
基準1-1【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること .....	- 18 -
観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること .....	- 18 -
基準1-2【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること .....	- 19 -
観点1-2-① 以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) DP が学校の目的に基づき定められていること (2) CP が学校の目的及び DP と整合性をもって定められていること (3) AP が学校の目的に基づき定められていること (4) 学習成果の達成が DP の求める卒業(修了)に必要な水準となっていること .....	- 19 -
観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること .....	- 20 -
観点1-2-③ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること .....	- 20 -
観点1-2-④ 内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること .....	- 21 -
観点1-2-⑤ 内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施する手順が定められていること .....	- 21 -
観点1-2-⑥ 内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、必要な対処方法を決定する手順が定められていること .....	- 22 -
観点1-2-⑦ 自己点検・評価の結果が公表されていること .....	- 22 -
基準1-3【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること .....	- 22 -
観点1-3-① 内部質保証体制において、機関別認証評価や第三者評価の結果を踏まえた改善がなされていること .....	- 22 -
領域2 教育組織及び教員・教育支援者等 .....	- 24 -
基準2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること .....	- 24 -
観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること .....	- 24 -
観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること .....	- 24 -
基準2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること .....	- 24 -
観点2-2-① 教員の組織的な役割分担の下で、教育に係る責任の所在が明確になっていること .....	- 24 -
観点2-2-② 全校的見地から、校長等の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が整備されていること .....	- 25 -
基準2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること .....	- 25 -
観点2-3-① 設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること .....	- 25 -
観点2-3-② 専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていること .....	- 26 -

観点2-3-③ 教員の年齢及び性別の構成が著しく偏ることがないように適切な配慮がなされていること....-	26 -
基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること.....	- 27 -
観点2-4-① 教員の採用及び昇任に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められていること.....	- 27 -
観点2-4-② 全教員の教育研究活動に対して、規程等に基づき学校による定期的な評価の仕組みがあること.....	- 27 -
観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること.-	28 -
観点2-4-④ 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)*が組織的に実施されていること.....	- 28 -
基準2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること.....	- 29 -
観点2-5-① 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者が配置されていること-	29 -
観点2-5-② 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者が担当する業務に応じて、研修等、必要な資質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されていること.....	- 29 -
領域3 学習環境及び学生支援等.....	- 31 -
基準3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること.....	- 31 -
観点3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること.....	- 31 -
観点3-1-② 施設・設備における安全性について配慮する体制が整備されていること.....	- 31 -
観点3-1-③ 図書館において、教育研究上必要な資料を整備していること.....	- 32 -
基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること.....	- 33 -
観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること.....	- 33 -
観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること.....	- 34 -
観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること-	34 -
観点3-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う体制が整備されていること.....	- 35 -
観点3-2-⑤ 学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること.....	- 35 -
観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること.....	- 36 -
領域4 財務基盤及び管理運営.....	- 37 -
基準4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること.....	- 37 -
観点4-1-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表され、また、財務に係る監査等が適正に行われていること.....	- 37 -
観点4-1-② 教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されていること.....	- 37 -
基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること.....	- 38 -
観点4-2-① 学校の管理運営体制が、適切な規模と機能を有していること.....	- 38 -

観点4-2-② 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	- 38 -
観点4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】	..... - 39 -
観点4-2-④ 学校の組織的な取組として行う地域における連携による活動について、その推進に向けた体制の整備や措置が図られているか【より望ましい取組として分析】	..... - 40 -
基準4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	..... - 40 -
観点4-3-① 適切な規模と機能を有する管理運営を円滑に行うための事務組織が整備されていること	..... - 40 -
観点4-3-② 管理運営体制及び管理運営を円滑に行うための事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント*)が組織的に行われていること	..... - 41 -
基準4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること	..... - 41 -
観点4-4-① 教員と事務職員等の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていること	..... - 41 -
基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	..... - 42 -
観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること	..... - 42 -
領域5 準学士課程の教育活動の状況	..... - 43 -
基準5-1 DPが具体的かつ明確であること	..... - 43 -
観点5-1-① DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること	..... - 43 -
基準5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること	..... - 43 -
観点5-2-① CPにおいて、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	..... - 43 -
観点5-2-② CPがDPと整合性を有していること	..... - 44 -
基準5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	..... - 44 -
観点5-3-① 教育課程が体系的に編成されていること	..... - 44 -
観点5-3-② 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	..... - 45 -
基準5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	..... - 46 -
観点5-4-① 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	..... - 46 -
観点5-4-② 特別活動が90単位時間以上実施されていること	..... - 46 -
観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	..... - 47 -
基準5-5 適切な履修指導、支援が行われていること	..... - 48 -
観点5-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	..... - 48 -
観点5-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	..... - 49 -
観点5-5-③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】	..... - 49 -
基準5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	..... - 50 -

観点5-6-① DP及びCPに基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること.....	50-
観点5-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること.....	50-
観点5-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること.....	51-
観点5-6-④ 成績に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること.....	51-
基準5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること.....	52-
観点5-7-① 卒業認定基準をDPに従って、組織として策定していること.....	52-
観点5-7-② 策定された卒業要件が学生に周知されていること.....	52-
観点5-7-③ 卒業の認定が、卒業認定基準に基づき組織的に実施されていること.....	53-
基準5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること.....	53-
観点5-8-① DPに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること.....	53-
観点5-8-② 卒業時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること.....	53-
観点5-8-③ 卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること.....	54-
観点5-8-④ 就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること.....	54-
基準5-9 APが具体的かつ明確であること.....	54-
観点5-9-① APが学校の目的を踏まえて明確に定められていること.....	54-
基準5-10 学生の受入れが適切に実施されていること.....	55-
観点5-10-① APに沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること.....	55-
観点5-10-② APに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること.....	55-
基準5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること.....	56-
観点5-11-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと..	56-
領域6 専攻科課程の教育活動の状況.....	57-
基準6-1 DPが具体的かつ明確であること.....	57-
観点6-1-① DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること.....	57-
基準6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること.....	57-
観点6-2-① CPにおいて、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること.....	57-
観点6-2-② CPがDPと整合性を有していること.....	58-
基準6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること.....	58-
観点6-3-① 教育課程が体系的に編成されていること.....	58-
観点6-3-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていること.....	59-

観点6-3-③ 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】	- 59 -
基準6-4 DP 及び CP に基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	- 60 -
観点6-4-① 1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること	- 60 -
観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	- 60 -
観点6-4-③ CP に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていること	- 61 -
基準6-5 適切な履修指導、支援が行われていること	- 62 -
観点6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること	- 62 -
観点6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること	- 62 -
観点6-5-③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】	- 63 -
基準6-6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	- 63 -
観点6-6-① DP 及び CP に基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること	- 63 -
観点6-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること	- 64 -
観点6-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	- 64 -
観点6-6-④ 成績に対する異議申立制度が組織的に設けられていること	- 65 -
基準6-7 学校の目的及び DP に基づき、公正な修了判定が実施されていること	- 65 -
観点6-7-① 修了認定基準を DP に従って、組織として策定していること	- 65 -
観点6-7-② 策定された修了要件が学生に周知されていること	- 66 -
観点6-7-③ 修了の認定が、修了認定基準に基づき組織的に実施されていること	- 66 -
基準6-8 学校の目的及び DP に基づき、適切な学習成果が得られていること	- 66 -
観点6-8-① DP に沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること	- 66 -
観点6-8-② 修了時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及び DP に基づいた学習成果が得られていること	- 66 -
観点6-8-③ 修了後一定期間の就業経験等を経た修了生からの意見聴取の結果により、学校の目的及び DP に基づいた学習成果が得られていること	- 67 -
観点6-8-④ 就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及び DP に基づいた学習成果が得られていること	- 67 -
基準6-9 AP が具体的かつ明確であること	- 67 -
観点6-9-① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること	- 67 -
基準6-10 学生の受入れが適切に実施されていること	- 68 -
観点6-10-① AP に沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること	- 68 -
観点6-10-② AP に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること	- 68 -

基準6-11 実入学者数が適切な数となっていること..... - 69 -  
観点6-11-① 実入学者数が適切な数となっていること..... - 69 -

## 領域 1 教育の内部質保証システム

### 基準 1-1 【重点評価項目】

#### 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること

#### 【分析の手順】

(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていることを確認する。

教育プログラムや施設・設備、学生支援の現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業や自己点検・評価を計画的に実施していることが想定されます。

実施方針とは、趣旨、自己点検・評価の基準・項目、対象、自己点検・評価に必要なデータや情報、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等を定めている学校内の規程が想定されます。

(2) (1) の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）が整備されていることを確認する。

- ・実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在が明記してあることを確認する。
- ・具体的には、該当する体制に責任を持つ者（校長が最終的な責任者であるとして、質保証に関して責任を持つ者）が定められていること、教育研究活動等及び各教育課程に責任を持つ者（学科長等）と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制）を確認する。

(3) 第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていることを確認する（外部評価（外部者による意見等）の結果を含めることも可）。

「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指します。

(4) (3) の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていることを確認する（外部評価（外部者による意見等）の結果を含めることも可）。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価及び評価に関する基本方針（自己点検・評価の基準・項目、担当組織を含む）が明示されている規程等
- ・実施体制等が確認できる資料（学則、関係規程等）

- ・第三者評価に関する基本方針が明示されている規程等
- ・実施体制の組織図等

【関係法令等】

(法) 第 109 条、(施) 第 166 条、(設) 第 2 条

基準 1-2 【重点評価項目】

**内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針を踏まえて明確に規定されていること**

三つの方針とは、「卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。）」、「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）」を指します。

観点 1-2-① 以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること

- (1) DP が学校の目的に基づき定められていること
- (2) CP が学校の目的及び DP と整合性をもって定められていること
- (3) AP が学校の目的に基づき定められていること
- (4) 学習成果の達成が DP の求める卒業（修了）に必要な水準となっていること

各教育課程における三つの方針に規定する具体的な内容は、領域 5 において確認します。

「内部質保証」とは、高等専門学校が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証することであり、「内部質保証体制」とは、内部質保証を実施するための学内の体制（組織・規程等）を指します。

【分析の手順】

- (1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検する体制が整備されていることを確認する。
  - ・学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検・評価し、改善・向上に取り組む体制が整備されていることを規程等により確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・点検を行う体制が確認できる資料（関連委員会の規程等）

【関係法令等】

(法) 第 109 条、(施) 第 166 条、(設) 第 2 条

**観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること**

**【分析の手順】**

- (1)教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準（基準5-1～5-11）の内容の点検・評価を行うことが規程等で定められていることを確認する。

上述する領域5の各基準のうち、「DPが具体的かつ明確であること」（基準5-1）ほか、原則として全てのチェック項目の点検・評価が求められるものは、特に留意して分析してください。

**【観点到に係る根拠資料・データ】**

- ・点検・評価が実施されていることが確認できる資料（関連規程等）

**観点1-2-③ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること**

**【分析の手順】**

- (1)自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者の意見が反映されるようになっていることを確認する。

上記チェック項目は、原則として全ての対象者の意見を反映していることが求められる項目であることに留意して分析してください。

- ・関係者から意見を聴取することが定められていることを確認する。
  - ・意見聴取した結果を内部質保証体制が確認する仕組みが設けられていることを確認する。
  - ・関係者の参画する会議体やアンケートなど、意見聴取の実施時期・回数、実施主体、聴取項目や内容が具体的に定められていることを確認する。
- (2)自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果や指摘の内容を踏まえて行っていることを確認する。

自己評価書（様式1）に設定された項目は、各校の自己点検・評価において、いずれかの手段により行うものと想定するものです。各校の状況の分析に必要なものとして意見聴取を行っている取組に係るチェック項目について分析を行ってください。

**【観点到に係る根拠資料・データ】**

- ・各意見聴取（関係者の参画する会議体、実施方法、回数、意見内容の例、学生・教職員アンケート等）に関する規程等（就職先等へのアンケートについて分析する場合は、卒業（修了）生を受け入れている就職先、進学先へのいずれかにアンケートを実施していることで足る。）
- ・自己点検・評価結果報告書の該当箇所又は担当組織の議事要旨、会議資料等

観点1-2-④ 内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果等を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること

【分析の手順】

(1) 基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が規定されていることを確認する。

- ・自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が定められていることを規程等によって確認する。
- ・自己点検・評価の結果において確認された事項について、その対応の方針及び対応の計画が策定されていることを確認する。

改善・向上のための組織体制に関する委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在を明確にしてください。組織図等があれば提示してください。

1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析してください。

【観点到に係る根拠資料・データ】

- ・自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順を定めた規程等

観点1-2-⑤ 内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施する手順が定められていること

【分析の手順】

(1) 内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順が規定されていることを確認する。

- ・観点1-2-④の手順を経た上で内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順が規程等において定められていることを確認する。

【観点到に係る根拠資料・データ】

- ・内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順を定めた規程等

**観点1-2-⑥ 内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、必要な対処方法を決定する手順が定められていること**

**【分析の手順】**

(1) 対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が規定されていることを確認する。

- ・内部質保証体制を定めた規程等において、対応計画の進捗の確認をする手順及び進捗状況に応じた対応を決定する手順が定められていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順について定めた規程等

**観点1-2-⑦ 自己点検・評価の結果が公表されていること**

**【分析の手順】**

(1) 自己点検・評価を実施し、その結果が社会一般に対し、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表されていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表

**【関係法令等】**

(法)第109条、(施)第166条、(設)第2条

---

**基準1-3 【重点評価項目】**

**自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること**

**観点1-3-① 内部質保証体制において、機関別認証評価や第三者評価の結果を踏まえた改善がなされていること**

**【分析の手順】**

(1) 前回の機関別認証評価における評価結果において、「改善を要する点」として指摘された事項に対応していることを確認する。

- ・内部質保証体制が、前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項への対応(改善への取組を継続的に行っていること、また、改善が完了していればその状況)を行っていることを確認する。
- ・前回の機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項のうち、高等専門学校

機関別認証評価委員会が指定した事項について、改善状況の報告が行われていない場合には、機関別認証評価において「改善を要する点」の候補となることを念頭に分析を行う。改善状況の報告を行ったものの、改善したと認められなかった場合には、その状況について特記事項に記述する。

- (2) (1) 以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組を行っていることを確認する（外部評価（外部者による意見等）の結果を含めることも可）。
- ・内部質保証体制が、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえた課題等を確認し、実際に改善していることを確認する（外部評価（外部者による意見等）の結果を含めることも可）。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・前回の機関別認証評価における評価結果を受けた対応状況（改善の取組）が確認できる資料（指摘事項に対しての改善策を審議・策定していることが確認できる会議資料、議事録等）
- ・基準 1 - 2 の各観点に係る取組において実施した対応や措置が確認できる資料（自己点検・評価の報告書、第三者評価等の該当箇所、その他）

## 領域 2 教育組織及び教員・教育支援者等

### 基準 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること

#### 観点 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること

##### 【分析の手順】

(1) 学科の構成が学校や学科の目的（自己評価書Ⅱに記載したもの。）及び DP と整合性がとれていることを確認する。

・前回の機関別認証評価以降に改組があった学科は、経緯をそれぞれ 400 字程度で記載する。

##### 【観点に係る根拠資料・データ】

・ DP、学則、学校要覧等

##### 【関係法令等】

(法)第 116 条、(設)第 4 条

#### 観点 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっていること

##### 【分析の手順】

(1) 専攻の構成が学校や専攻科の目的（自己評価書Ⅱに記載したもの。）及び DP と整合していることを確認する。

・前回の機関別認証評価以降に改組があった専攻は、経緯をそれぞれ 400 字程度で記載する。

##### 【観点に係る根拠資料・データ】

・ DP、学則、学校要覧等

##### 【関係法令等】

(法)第 119 条第 2 項

---

### 基準 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること

#### 観点 2-2-① 教員の組織的な役割分担の下で、教育に係る責任の所在が明確になっていること

##### 【分析の手順】

- (1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されていることを確認する。
- ・教員の所属する委員会等組織及び学科等における教育の担当の状況について確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・教育活動を有効に展開するために必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制が確認できる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、内部組織規程等）

**観点 2-2-② 全校的見地から、校長等の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が整備されていること**

【分析の手順】

- (1) 教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織について、構成、校長等（校長、副校長、各主事）の責任体制及び審議事項、当該組織及び議事の運営に関する事項、その他の必要な事項が規定されていることを確認する。
- ・学科会議等（教育活動に係る重要事項を審議するための組織）の構成、責任体制及び審議事項等を確認する。
- (2) 上記組織における具体的な審議の状況を確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・教育研究活動について審議し又は実施する組織について定めている規程等
- ・機関別認証評価の前年度に実施された同組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等（1回分）

---

**基準 2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること**

**観点 2-3-① 設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること**

【分析の手順】

- (1) 一般科目担当の基幹教員、専門科目担当の基幹教員の数が、法令に従い確保されていることを確認する。
- ・設置基準に照らして、基準数以上の教員が配置されていることを確認する。
  - ・設置基準に基づく基準数を下回る場合は、欠員が生じた年度及び理由と補充計画の進捗状況を説明する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・【様式 2-1】 高等専門学校現況表

【関係法令等】

(法) 第 120 条、(設) 第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 8 条の 2

**観点 2-3-② 専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていること**

大学改革支援・学位授与機構の特例適用認定を根拠として、本観点全体の判断を行う場合には、様式 1 及び本項根拠理由欄にその旨を記述してください。本観点到に係る分析は不要です。

【分析の手順】

(1) 専攻科の授業科目担当教員が適切に確保されていることを確認する。

- ・学校の目的や DP に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを確認する。
- ・専攻科の授業科目担当教員の確保の状況、各授業科目の担当教員の専門分野の適切性、研究指導を担当する教員の研究実績等を確認する。

【観点到に係る根拠資料・データ】

- ・【様式 2-3】担当教員一覧表等

【関係法令等】

(法) 第 119 条第 2 項

**観点 2-3-③ 教員の年齢及び性別の構成が著しく偏ることがないよう適切な配慮がなされていること**

【分析の手順】

(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持、向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢あるいは性別に著しく偏ることがないよう配慮されていることを確認する。

- ・年齢構成に関し、全校の教員のうち 50 歳代の者の数が 30 歳代の者の数の 3 倍を超える場合は、特記事項でその状況の把握、理由の分析、具体的な対応の取組の状況や将来見通しを記述する。
- ・全校の教員のうち女性教員の割合が 10%に満たない場合は、特記事項でその状況の把握、理由等の分析、具体的な対応に係る取組の状況や将来見通しを記述する。

【観点到に係る根拠資料・データ】

- ・【様式 2-6】教員の年齢・性別構成
- ・(必要に応じ) 検討や取組の状況が確認できる資料

【関係法令等】

(設)第6条第11項

---

**基準2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること**

**観点2-4-① 教員の採用及び昇任に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等が明確に定められていること**

【分析の手順】

- (1) 教員の採用・昇任に関する基準が法令に従い定められていることを確認する。
  - ・ 教員の採用・昇任に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績の水準が定められていることを確認する。
  - ・ その水準の判断を行う方法が明確に定められていることを確認する。
  - ・ 基幹教員以外の教員（従前の例による場合は非常勤教員）を除く。
- (2) (1)の基準に基づき、実際の採用・昇任が行われていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 教員の採用・昇任に係る体制、基準、手続等に関する規程等（教員選考規則、昇任基準、審査要領等）
- ・ 教育経歴、実務経歴、性別構成その他に配慮していることが確認できる資料
- ・ 公募要領・様式、実績状況に関する資料等

【関係法令等】

(設)第11条～14条

**観点2-4-② 全教員の教育研究活動に対して、規程等に基づき学校による定期的な評価の仕組みがあること**

【分析の手順】

- (1) 全教員（基幹教員以外の教員（従前の例による場合は非常勤教員）を除く。）に対して、校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行う体制が整備されていることを確認する。
  - ・ 教員の教育及び研究活動に関する評価の目的、及び評価の継続的（定期的）な実施について、規程や基準として定めていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・実施体制等が確認できる資料（評価実施規程、教員評価の基準を定めた規程等）
- ・機関別認証評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等（1回分）

**観点2-4-③ 教員評価で把握された事項に対して、評価の目的に即した取組を行う仕組みがあること**

**【分析の手順】**

- (1) 把握した評価結果を基に行う取組が規定されていることを確認する。
- ・評価結果を、個々の教員の処遇（給与・表彰等）や教育研究費の配分、改善に向けた指導等に反映させる規程等が定められていることを確認する。

自己評価書（様式1）に設定された「給与における措置」等のチェック項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。観点2-4-②の全教員の教育研究活動に対する評価結果に基づいて行っているチェック項目について分析を行ってください。

**【観点到に係る根拠資料・データ】**

- ・取組に関する規程等（評価実施規程、改善指導について定めた規程等）
- ・機関別認証評価の前年度に実施された評価実施組織における会議の審議事項、資料及び議事要旨等（1回分）

**観点2-4-④ 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD) \*が組織的に実施されていること**

\*以下、「FD」という。

教員に対する研修であっても、授業の内容及び方法の改善を図るための研修ではないもの（ハラスメント関係の研修等）は、観点4-3-②において確認します。

**【分析の手順】**

- (1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにFDを実施する体制が整備されていることを確認する。
- ・FDの実施体制・内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）が明確に定められていることを確認する。
- (2) 定期的にFDが実施されていることを確認する。

**【観点到に係る根拠資料・データ】**

- ・実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料（FDの実施方針、委員会規程、委員会等の組織関係図等）

- ・実施状況一覧

【関係法令等】

(設)第9条第2項

---

**基準2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること**

**観点2-5-① 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者が配置されていること**

【分析の手順】

- (1)教育支援者（事務職員、技術職員、助手等）が法令に従い適切に配置されていることを確認する。
  - ・教育を展開する上で必要な教務や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員等の配置状況を確認する。
  - ・助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料により確認する。
- (2)図書館に専門的職員、その他の専属の教員又は事務職員等が配置されていることを確認する。
- (3)指導補助者を配置する場合、その定義、業務内容、採用手続等が規定されていることを確認する。
  - ・教員の指導計画に基づき、指導補助者として授業の一部を担当する教員、職員、TA等を配置する場合、「指導補助者」の定義、業務内容や採用等に係る手続が規程等により定められていることを確認する。

【観点到に係る根拠資料・データ】

- ・【様式2-1】高等専門学校現況表
- ・役割分担が確認できる資料（事務組織規程、事務組織図、技術室規程、職員一覧等）
- ・助手を配置する場合、助手の位置付け・支援内容と人数配置状況が明示されている資料
- ・指導補助者の定義、業務内容、採用手続について定めた規程

【関係法令等】

(法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、第2号、第7号  
(設)第6条第1項～第4項、第7条、第26条第2項

**観点2-5-② 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者が担当する業務に**

応じて、研修等、必要な資質の維持、向上を図る取組が組織的に実施されていること

**【分析の手順】**

(1)教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等）に対して、研修や技術教育研究発表会などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていることを確認する。

- ・研修等の取組の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。

本観点では、教育支援者に対する研修のうち、教育支援者の教育支援活動に係る資質・能力の向上に関する取組を確認します。FD の取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定されます。教育活動に関わる研修ではないものは、観点4-3-②において確認します。

(2)教員の指導計画に基づいて指導補助者を配置する場合、研修、オリエンテーション、指導・助言などで資質の向上を図るための取組が適切に行われていることを確認する。

- ・研修等の取組の方針、内容・方法及び実施状況等を確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・実施状況一覧
- ・研修の内容が確認できる資料

**【関係法令等】**

(設)第9条第3項

## 領域 3 学習環境及び学生支援等

### 基準 3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること

#### 観点 3-1-① 教育活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されていること

##### 【分析の手順】

- (1) 校地・校舎面積が法令に従い適切に確保されていることを確認する。
- (2) 法令に従い必要な施設が整備されていることを確認する。
  - ・施設・設備としては、教育研究等の必要に応じて、設置基準第 23 条に規定されている「運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設」及び同 24 条に規定されている「教室、図書館、保健室、事務室その他必要な施設」が備えられていることを確認する。
- (3) 学科の種類に応じ、附属施設が法令に従い適切に整備されていることを確認する。
  - ・教育上必要な場合は、附属施設として、設置基準第 27 条に規定されている「実験・実習工場、練習船その他の適当な規模内容を備えた附属施設」が備えられていることを確認する。

自己評価書（様式 1）に設定された附属施設は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）の整備をしていることを想定するものです。該当する附属施設の整備を行っているチェック項目について分析を行ってください。

- (4) 教育研究環境の充実を図るため、厚生施設、コミュニケーションスペース、自主的学習スペース等、(1)～(3)以外の施設・設備が設けられているか。

自己評価書（様式 1）に設定された厚生施設等は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）の整備をしていることを想定するものです。該当する厚生施設等の整備を行っているチェック項目について分析を行ってください。

##### 【観点到に係る根拠資料・データ】

- ・【様式 2-1】 高等専門学校現況表
- ・設置状況が確認できる資料（キャンパスマップ、学生便覧等）

##### 【関係法令等】

(施) 第 172 条の 2

(設) 第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 27 条の 2、第 27 条の 3

#### 観点 3-1-② 施設・設備における安全性について配慮する体制が整備されていること

##### 【分析の手順】

- (1) 施設・設備の安全衛生管理体制が整備されていることを確認する。

- ・安全衛生、教育・生活環境の管理として、施設・設備における耐震化、老朽化への対応、外灯や防犯カメラの設置等の安全・防犯面、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるような配慮等の状況を把握し、改善等を行う体制が整備されていることを規程等により確認する。
  - ・施設・設備に法令上の要件が課されている場合（防火・防災管理、薬品管理、高圧ガス管理、放射線管理等）は、適切な管理運営の体制が整備されていることを確認する。
  - ・実験・実習工場等の学生向けの手引き、ガイダンスの実施状況を確認する。
- (2) 施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われていることを確認する。
- ・施設・設備について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）により求められる合理的配慮（障害のある人からバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること）が行われていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・安全衛生管理体制が確認できる資料（安全衛生管理規程、関係委員会規程等）
- ・設備使用に関する規程、設備利用の手引き等
- ・実験・実習工場等の学生向けの手引き、ガイダンスの実施状況を示す資料
- ・施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化の取組を示す資料（障害者差別解消法の合理的配慮について確認できる資料）

**【関係法令等】**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7条、第8条

**観点3-1-③ 図書館において、教育研究上必要な資料を整備していること**

**【分析の手順】**

- (1) 図書館を法令に従い備えていることを確認する。
  - ・図書館の設備の整備状況を確認する。
  - ・図書館に必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を適切に配置していることは、観点2-5-①で確認する。
- (2) 図書、学術雑誌、電子ジャーナルその他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていることを確認する。
- (3) (2)の資料が、教職員や学生に有効に活用されていることを確認する。
  - ・図書館の活用面について、資料の教職員や学生による利用状況等について確認する。
  - ・図書館の開館時間について確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・【様式2-1】高等専門学校現況表
- ・整備状況が確認できる資料（学校要覧、図書情報センター利用案内等）

・「大学・短期大学・高等専門学校図書館調査」（日本図書館協会）結果

【関係法令等】

(設)第26条

---

**基準3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること**

**観点3-2-① 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されていること**

【分析の手順】

(1) 学生の生活面における総合的な指導・相談・助言等（メンタルヘルス、ハラスメントに関するものを含む。）の体制の整備状況を確認する。

自己評価書（様式1）に設定された相談・助言体制は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する体制の整備を行っているチェック項目について分析を行ってください。

- ・指導・相談・助言等の体制の整備状況を規程等により確認する。
  - ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。
  - ・指導・相談・助言等の体制について、学生へ周知していることを確認する。
  - ・指導・相談・助言等に関する学生のニーズの把握及び改善のための仕組み及び検討・対応を行う体制が整備されていることを確認する。
- (2) 健康相談・保健指導が実施されていることを確認する。
- ・健康に関する相談・助言体制の整備の状況を確認する。
- (3) 法令等（いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針）に基づき、いじめの防止、早期発見、対処等に関する体制が整備されていることを確認する。

【観点到に係る根拠資料・データ】

- ・チェックした項目の整備状況が確認できる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、学生への周知・案内文等）
- ・各取組の実施状況が確認できる資料（機関別認証評価の前年度に実施された実施要項、学生への周知・案内文等）
- ・実施体制等が確認できる資料（基本方針、マニュアル、関係規程等）

【関係法令等】

(法)第12条、学校保健安全法第8条、第13条  
いじめ防止対策推進法第35条

### 観点3-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行う体制が整備されていること

本観点については、対象となる学生が機関別認証評価を受ける年度に在籍していない場合でも、各校の事情等に応じて支援を行うことのできる状況にあることを確認します。

#### 【分析の手順】

(1)～(4)留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制(学生の受入れ、支援の内容、支援の実施体制等)が整備されていることを確認する。

- ・本項目については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。

障害者差別解消法への対応は、学校独自の取組のほか、設置者(法人)として対応しているものがあれば、資料を提示してください。

施設・設備のバリアフリー化への対応は、観点3-1-②において確認します。

(5)障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応していることを確認する。

(6)上記以外の特別な支援を行っていることがあれば確認する。

- ・該当する取組が行われている場合のみ、確認する。

#### 【観点到に係る根拠資料・データ】

- ・整備状況が確認できる資料(関係規程、支援者の配置状況、対象学生の把握方法・対応事例等)
- ・学生向け周知資料(学生生活の手引き等)
- ・対応状況が確認できる資料(関係規程、対応要領、相談窓口の設置状況等)

#### 【関係法令等】

教育基本法第4条第2項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7条～第11条

### 観点3-2-③ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能していること

#### 【分析の手順】

(1)就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制(内容及び実施体制)が整備されていることを確認する。

(2)(1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどの

ような取組を行っているかを確認する。

自己評価書（様式1）に設定されたキャリア教育に関する取組の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する取組を行っているチェック項目について分析を行ってください。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等）
- ・チェックした項目の取組状況が確認できる資料（関係規程、実施要項、マニュアル、連携協定等）

#### 観点3-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う体制が整備されていること

本観点は、直近の高等専門学校機関別認証評価において「改善を要する点」として指摘されおらず、かつ直近の高等専門学校機関別認証評価から大きな変更がない場合は分析不要です。

#### 【分析の手順】

- (1) 学生の課外活動に対する支援体制が整備されていることを確認する。
- (2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっていることを確認する。
- (3) (1)の体制が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）に基づいたものになっていることを確認する。【より望ましい取組として分析】

本項目は、自己評価の実施の判断が対象校に委ねられている項目です。当該項目について、学校としての優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を行ってください。また、本観点の評価結果が基準の判断に影響することはありません。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・支援体制等が確認できる資料（関係規程、組織図、施設の整備状況が確認できる資料等）
- ・(1)の体制において、責任の所在が確認できる資料（関係規程等）
- ・運動部活動の方針、活動時間・休養日に関する規程等、地域のスポーツ団体との連携が確認できる資料等

#### 観点3-2-⑤ 学生寮を学生の生活及び勉学の場として整備していること

本観点については、学生寮を整備している学校に限り分析が必要な観点であるため、下記の(1)において、「学生寮が整備されている」と回答した場合のみ、以下(2)～(5)について確認してください。

#### 【分析の手順】

- (1) 学生寮が整備されていることを確認する。
- (2) 学生寮が生活の場として整備されていることを確認する。

- ・生活の場として機能するよう、居室、食堂、捕食室、共同浴場（シャワールーム）、洗濯室その他の必要な施設が整備されていることを確認する。
- (3) 学生寮が勉学の場として整備されていることを確認する。
  - ・勉学の場として機能するよう、学習室の設置や自習時間の設定その他の必要な整備がなされていることを確認する。
- (4) 学生寮の管理・運営体制が整備されていることを確認する。
- (5) 学生の意見等を把握し、学生寮を改善する体制が整備されていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・整備状況が確認できる資料（関係規程等）
- ・生活支援の内容が確認できる資料（寮生のしおり等）
- ・学習支援の内容が確認できる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定が確認できる資料等）
- ・管理・運営体制が確認できる資料（関係規程等）
- ・実施体制等が確認できる資料（関係規程等、学生からの意見を集約するための仕組みを示す資料（目安箱等））

**観点3-2-⑥ 学生に対する経済面での援助が行われていること**

**【分析の手順】**

- (1) 経済面での相談・助言・支援が行われていることを確認する。

自己評価書（様式1）の本項目に設定された経済面での相談・助言・支援の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する取組を行っているチェック項目について分析を行ってください。学校独自ではなく設置者（法人）として経済的支援制度等を設けている場合は、当該制度等について確認します。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・チェックした項目の実施状況が確認できる資料（学生便覧、関係規程、ウェブサイトでの明示、学生への周知・案内文等）

## 領域 4 財務基盤及び管理運営

### 基準 4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること

観点 4-1-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表され、また、財務に係る監査等が適正に行われていること

#### 【分析の手順】

- (1) 法令等に基づき、財務諸表等が作成・公表されていることを確認する。
  - ・財務諸表等が作成・公表されていることを確認する。
  - ・必要な手続を経ていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する。
- (2) 財務に係る学校内外の監査が実施されていることを確認する。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・作成・公表状況が確認できる資料（【様式 2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表等）
- ・監査等を実施していることが確認できる資料（学内会計監査規程等（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。））
- ・監査報告書等（外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校においては学校間の相互会計内部監査に関する最新の報告書）

#### 【関係法令等】

独立行政法人通則法第 38 条、第 39 条 私立学校法第 47 条 私立学校振興助成法第 14 条  
その他財務諸表に関する各種法令等  
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条  
その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令  
私立学校法第 37 条第 3 項 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項 地方自治法第 199 条  
その他会計監査等に関する各種法令等

観点 4-1-② 教育研究活動に必要な予算が配分され、経費が執行されていること

#### 【分析の手順】

- (1) 過去 5 年間の財務状態が適切な状況となっていることを確認する。
  - ・財務諸表等により過去 5 年間の財務状態を確認する。
  - ・経常損失がある場合は、その理由を確認する。
  - ・特別損失が過大である場合は、その理由を確認する。
- (2) 過去 5 年間の収支状況が適切となっていることを確認する。
  - ・決算報告書により過去 5 年間の予算・決算の状況を確認する。
  - ・各項目に関し、30%以上乖離（かいり）している場合は、その理由を確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・設置者の財務諸表等（過去5年間）
- ・設置者の決算報告書（過去5年間）

機関別の財務諸表等や設置者等による財務状況の確認の結果（国立高等専門学校においては法人の中期目標・計画に係る年度評価、私立高等専門学校においては日本私立学校振興・共済事業団「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」など）等が想定されます。

【関係法令等】

（設）第27条の3

---

**基準4-2 管理運営体制が整備され、機能していること**

**観点4-2-① 学校の管理運営体制が、適切な規模と機能を有していること**

【分析の手順】

- (1)管理運営体制に関する規程等が整備されていることを確認する。
  - ・学校の管理運営体制について、特に、校長、副校長、主事、学科・専攻科の長その他学校の管理運営に携わることとされている者の役割を中心として運営体制の構成を整理し、規模や機能を確認する。
  - ・校長と学校を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在を確認する。
  - ・学校を設置する法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で学校の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、その位置付けを分析して、学校の管理運営体制として、適切な規模と機能を有していることを確認する。
- (2)委員会等の体制が整備されていることを確認する。
- (3)校長、副校長、主事等の役割分担が明確になっていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・管理運営に関する諸規程、整備状況が確認できる資料
- ・委員会等の体制に係る諸規程、整備状況が確認できる資料（組織図等）
- ・役割分担が確認できる資料

【関係法令等】

（法）第120条第3項、（施）第175条、（設）第6条第1項～第5項

**観点4-2-② 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されている**

## こと

### 【分析の手順】

- (1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が整備されていることを確認する。
  - ・ 事業者としての学校に課される法令遵守事項等への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規程等を確認する。
  - ・ 学校内の危機管理及び安全衛生に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規程等を確認する。
- (2) 危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等が整備されていることを確認する。
- (3) (2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われていることを確認する。

### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 【様式 2-7】 法令遵守事項、危機管理体制等一覧
- ・ 危機管理マニュアル、学校防災マニュアル等
- ・ 訓練や講習会等の実施に関する規程・計画、実施案内や実施状況に関する資料

### 観点 4-2-③ 学校として持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実に向けた体制の整備や措置が組織的に図られているか【より望ましい取組として分析】

本観点は、自己評価の実施の判断が対象校に委ねられている観点です。当該観点について、学校としての優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を行ってください。また、本観点の評価結果が基準の判断に影響することはありません。

### 【分析の手順】

- (1) 教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るために行っている措置や制度があることを確認する。【より望ましい取組として分析】

自己評価書（様式 1）に設定された支援の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていくらか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する支援等を行っているチェック項目について分析を行ってください。

- (2) 研究を促進するため、研究施設・設備を有効に活用する工夫に努めていることを確認する。  
【より望ましい取組として分析】
  - ・ 持続的な研究成果が創出されるような研究環境の整備充実に係る方針があれば、その内容を確認する。
- (3) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄附金等）を積極的に受け入れる取組が行われていることを確認する。【より望ましい取組として分析】
- (4) 教員・学生・研究に携わる職員に対して、研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制が

あることを確認する。【より望ましい取組として分析】

(5) (1)～(4)の学校としての取組により、持続的に研究成果が創出されていることを確認する。

【より望ましい取組として分析】

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・チェックした項目の実施状況が確認できる資料（関係規程、実績等）
- ・過去5年間の外部の財務資源の受入れの取組及び受入実績に関する資料
- ・実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料（体制図、研究倫理規程等の関係規程、公的研究費等使用マニュアル等）
- ・持続的に研究成果が得られていることが確認できる資料

観点4-2-④ 学校の組織的な取組として行う地域における連携による活動について、その推進に向けた体制の整備や措置が図られているか【より望ましい取組として分析】

本観点は、自己評価の実施の判断が対象校に委ねられている観点です。当該観点について、学校としての優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を行ってください。また、本観点の評価結果が基準の判断に影響することはありません。

個別の教員の取組ではなく、学校が組織として取り組むものを対象とします。

外部資金については、観点4-2-③で確認し、ここでは外部の教育資源、研究資源の活用について確認します。

【分析の手順】

(1) 地域貢献活動や地域との連携による活動に係る計画が策定されるとともに、改善を図るための体制が整備されていることを確認する。【より望ましい取組として分析】

- ・地域における連携に係る方針があれば、その内容を確認する。
- ・地域における連携を推進する組織について、人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。

(2) 外部の教育・研究資源が活用されていることを確認する。【より望ましい取組として分析】

(3) (1)～(2)の学校としての取組により、優れた成果が上げられていることを確認する。【より望ましい取組として分析】

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・実施方針・実施体制が確認できる資料（関係規程、関係委員会会議資料、議事要旨等）
- ・活用状況が確認できる資料（関係規程、協定一覧、連携事業の実績等）

基準4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

観点4-3-① 適切な規模と機能を有する管理運営を円滑に行うための事務組織が整備され

## ていること

### 【分析の手順】

- (1)管理運営を行う事務組織が規程等に基づき整備されていることを確認する。
- ・管理運営を行う事務組織について、役割や人員（管理職、事務職員、技術職員その他）の配置状況、責任の所在、規模を規程等に基づき確認し、円滑な管理運営が行われる組織となっていることを確認する。

### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・管理運営を行う事務組織について定めた規程等

### 【関係法令等】

(法)第120条第3項、(施)第175条、(設)第6条第1項～第5項

**観点4-3-② 管理運営体制及び管理運営を円滑に行うための事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント\*）が組織的に行われていること**

\*以下、「SD」という。

教育支援者や指導補助者の教育支援活動に係る資質・能力向上に関する取組は、観点2-5-②において確認します。

### 【分析の手順】

- (1)SDが組織的に実施されていることを確認する。
- ・スキル向上に向けた研修や資格取得支援などのSDの実施体制・内容・方法が明確に定められていることを確認する。
  - ・定期的にSDが実施されていることを確認する。

### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・実施体制・実施方針・内容・方法が確認できる資料（SDの実施方針、委員会規程、委員会等の組織関係図等）、実施状況一覧

### 【関係法令等】

(設)第9条第1項

---

**基準4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること**

**観点4-4-① 教員と事務職員等の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていること**

と

【分析の手順】

- (1) 教員、事務職員や技術職員の適切な役割分担の下、必要な連携体制が確保されていることを確認する。
- ・ 全校的な管理運営における、教員と事務職員等により構成される委員会等を確認する。
  - ・ 教員と事務職員等により構成される委員会等において、教員と事務職員等が責任と役割を分担しつつ連携を行う体制が構築されていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 全校的な委員会等の体制が確認できる資料（関係規程等）
- ・ 校務分掌・分担の一覧等

【関係法令等】

(法)第120条第3項、(施)第175条、(設)第6条第1項～第5項

---

## 基準4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

### 観点4-5-① 法令等が公表を求める事項が公表されていること

【分析の手順】

- (1) 法令に従い、教育情報が適切に公表されていることを確認する。
- ・ 学校の目的、DP、CP、AP等、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等についての情報を、社会一般に対し、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により広く公表していることを確認する。

自己評価書（様式1）に設定された「高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針（三つの方針）」は、いずれも法令上原則として公表が求められる事項であることに留意して分析してください。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・【様式2-4】ウェブサイト掲載項目チェック表

【関係法令等】

(施)第165条の2、第172条の2

## 領域5 準学士課程の教育活動の状況

### 基準5-1 DPが具体的かつ明確であること

観点5-1-① DPが、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること

DPの公表については、基準4-5-①において確認します。

#### 【分析の手順】

(1) 関係法令やガイドラインを踏まえ、DPが定められていることを確認する。

ガイドラインとは、『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン』(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)(以下「ガイドライン」という。)を指します。

・DPは、教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側(=学習者=学生)の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析する。

・DPにおいて、以下の各項目が踏まえられていることを確認する。

- 1) 学生の学習の目標となっていること
- 2) 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ

(2) DPが、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的(自己評価書Ⅱに記載したもの。)と整合性を有していることを確認する。

(3) DPが、「学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力」及び「養成しようとする人材像」を含んでいることを確認する。

自己評価書(様式1)に設定された2つの要素(チェック項目)は、DPに含まれることが求められる項目であることに留意して分析してください。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

・準学士課程のDP

#### 【関係法令等】

(法)第117条、(施)第165条の2、第18条、ガイドライン

### 基準5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること

観点5-2-① CPにおいて、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に

### 関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

CP の公表は、基準 4 - 5 - ①において確認します。

#### 【分析の手順】

- (1) 関係法令やガイドラインを踏まえ、CP が定められていることを確認する。
- (2) CP が、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」を含んでいることを確認する。

自己評価書（様式 1）に設定されたチェック項目は、全ての内容を含むことが求められる項目であることに留意して分析してください。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 準学士課程の CP

#### 【関係法令等】

(施)第 165 条の 2、(設)第 16 条、第 17 条、ガイドライン

### 観点 5 - 2 - ② CP が DP と整合性を有していること

CP と DP の公表は、基準 4 - 5 - ①において確認します。

#### 【分析の手順】

- (1) CP が、DP との整合性を有していることを確認する。
  - ・ CP が、DP に定める学生が身に付けるべき資質・能力の目標を修得できるものとなっているか整合性を有していることを確認する。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 準学士課程の CP 及び DP

#### 【関係法令等】

(施)第 165 条の 2、第 16 条、第 17 条、ガイドライン

---

### 基準 5 - 3 教育課程が CP に基づき体系的に編成され、授業科目の内容が DP に基づき設定されていること

#### 観点 5 - 3 - ① 教育課程が体系的に編成されていること

#### 【分析の手順】

(1)CP を踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていることを確認する。

- ・一般科目及び専門科目のバランス（一般教育の充実への配慮）、必修科目・選択科目の配当等、CP に基づいて授業科目が配置され、教育課程の体系性が確保されていることを確認する。
- ・教育課程の体系性については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング、その他の必要な資料を用いて確認する。

(2)一般教育の充実が配慮されていることを確認する。

(3)進級に関する規程が整備されていることを確認する。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・授業科目の配置状況が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、学生便覧等）
- ・一般科目教育課程表、会議の議事録等
- ・進級に関する規程

#### 【関係法令等】

（設）第 16 条、第 17 条

### 観点 5－3－② 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】

本観点は、自己評価の実施の判断が対象校に委ねられている観点です。当該観点について、学校としての優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を行ってください。また、本観点の評価結果が基準の判断に影響することはありません。

本観点は、学科での教育プログラムの一環として学校が組織的に取り組むものを対象としません。課外活動は対象外です。

#### 【分析の手順】

(1)創造力を育む教育方法の工夫が行われていることを確認する。（学校としてどう捉え、どう展開しているか。）【より望ましい取組として分析】

- ・PBL 型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料により分析する。
- ・創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析する。

(2)実践力を育む教育方法の工夫が行われていることを確認する。【より望ましい取組として分析】

- ・実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料により分析する。

(3)その他、(1) (2) 以外の観点（例：学生の国際性涵養（かんよう）など）に係る教育方法の工夫が行われているものがあれば確認する。【より望ましい取組として分析】

(4) (1) ～ (3) の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられていることを確認する。【よ

り望ましい取組として分析】

【観点に係る根拠資料・データ】

※本観点では、各校の特色・強みを生かした特に優れた取組を行っている場合に、具体的な取組内容、学校としての取組状況及びその実績が確認できる資料を提示すること。

- ・教育プログラムの一環として行われている、創造力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料（PBL 型の授業や創造型の演習のシラバス、授業教材、受講者数等）
- ・教育プログラムの一環として行われている、実践力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料（シラバス、授業教材、受講者数等）
- ・教育プログラムの一環として行われている取組で、(1)(2)以外（例：学生の国際性涵養（かんよう）に向けた教育など）で教育方法の工夫を行っているものがあれば内容を示し、具体的な工夫が確認できる資料を提示する。（シラバス、授業教材、受講者数等）
- ・これらの取組実績により得られた、優れた成果が確認できる資料

---

**基準 5－4 DP 及び CP に基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

観点 5－4－① 1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること

【分析の手順】

- (1) 1年間の授業を行う期間が、35 週確保されていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 35 週が確保されている状況が確認できる資料（行事予定表、時間割表等）

【関係法令等】

（設）第 15 条

観点 5－4－② 特別活動が 90 単位時間以上実施されていること

【分析の手順】

- (1) 特別活動が 90 単位時間以上実施されていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 特別活動の実施状況が確認できる資料（関係規程、時間割表、特別活動予定表等）

【関係法令等】

（設）第 17 条第 7 項

観点5-4-③ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

本観点は、直近の高等専門学校機関別認証評価において「改善を要する点」として指摘されておらず、かつ直近の高等専門学校機関別認証評価から大きな変更がない場合は分析不要です。

【分析の手順】

- (1) CP に照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されていることを確認する。
  - ・CP に照らして、講義、演習、実験、実習の授業形態のバランスが適切であることを確認する。
- (2) 教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫には、どのような工夫があるかを確認する。

自己評価書（様式1）に設定された学習指導上の工夫の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する取組を行っているチェック項目について分析を行ってください。

- ・授業形態（講義、演習、実験、実習の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。
- (3) CP を踏まえて、シラバスの作成要領を示す文書において記載すべき項目が明確に規定され、それに基づきシラバスが適切に作成されていることを確認する。
    - ・シラバスの作成要領やフォーマットに規定された項目（授業科目名、単位数、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等）が設定されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。
  - (4) 組織的に、最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていることを確認する。
    - ・すべてのシラバスを、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知を図っているか、また、学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか確認する。
  - (5) 設置基準第17条第3項の規定に基づき、授業科目（いわゆる履修単位科目）は1単位当たり30単位時間を確保していることを確認する。
  - (6) (5)の30単位時間授業では、1単位時間を標準50分としていることを確認する。
  - (7) 設置基準第17条第4項の規定に基づき1単位の履修時間が授業時間外の学修と合わせて45時間である授業科目（いわゆる学修単位科目）を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか確認する。また、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた、授業時間外の学修が設定されているか確認する。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・授業形態の開講状況（学科別の授業形態の構成割合等）が確認できる資料
- ・チェックした項目の実施体制が確認できる資料（シラバス、事例を示す資料等）
- ・シラバスの作成要領や具体例等が確認できる資料
- ・シラバスの周知状況について、組織的な確認の体制が確認できる資料
- ・シラバスの活用状況を把握する体制が確認できる資料
- ・シラバスの活用状況について、改善を行った事例がある場合は、改善事例の具体的内容が確認できる資料
- ・30 単位時間授業について、状況が確認できる資料（学則、学年暦、時間割、年間行事予定表等）
- ・学則において学修単位科目の授業形態ごとの授業時間を規定する箇所、明示状況が確認できる資料（シラバス、履修要項、学生便覧等）

#### 【関係法令等】

（設）第 17 条、第 17 条の 2、第 17 条の 3

---

### 基準 5－5 適切な履修指導、支援が行われていること

観点 5－5－① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること

#### 【分析の手順】

(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているかを確認する。

自己評価書（様式 1）に設定された教育課程における配慮の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する取組を行っているチェック項目について分析を行ってください。

(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているかを確認する。

(3) 教育を実施する上でのガイダンスがどのように実施されているかを確認する。

(4) 特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスがどのように実施されているかを確認する。

自己評価書（様式 1）に設定された学生に対する支援の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する学生に対する支援を行っているチェック項目について分析を行ってください。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料（関係規程、教育課程表、シラバス、実績等）
- ・単位互換制度の内容が確認できる資料（関係規程等）
- ・実施しているガイダンスとしてチェックした項目の実施状況が確認できる資料（実施日程表、実施要項等）

【関係法令等】

（設）第 19 条、第 20 条

観点 5－5－② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われていること

【分析の手順】

- (1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制が整備されているかを確認する。

自己評価書（様式 1）に設定された相談・助言体制の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する体制の整備を行っているチェック項目について分析を行ってください。

- (2) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。

自己評価書（様式 1）に設定された制度の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する制度の整備を行っているチェック項目について分析を行ってください。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・チェックした項目の整備状況が確認できる資料（関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等）
- ・チェックした項目の制度内容が確認できる資料（関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等）

観点 5－5－③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】

本観点は、自己評価の実施の判断が対象校に委ねられている観点です。当該観点について、学校としての優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を行ってください。また、本観点の評価結果が基準の判断に影響することはありません。

【分析の手順】

(1)提供された機会を利用して学生が海外で学習していることを確認する。【より望ましい取組として分析】

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・支援体制が確認できる資料（関係規程、利用実績等）

---

**基準 5－6 CP に基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

**観点 5－6－① DP 及び CP に基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準が組織として策定されていること**

【分析の手順】

- (1)成績評価や単位認定に関する基準が、CP に基づき策定されていることを確認する。
  - ・成績評価基準については、評語（A、B、C 等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。
- (2)追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法が定められていることを確認する。
- (3)成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていることを確認する。
- (4)1 単位の履修時間が授業時間外の学修と合わせて 45 時間である授業科目（学修単位科目）を配置している場合、授業時間外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているかを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・成績評価や単位認定に関する規程等
- ・追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法を定めた規程等
- ・成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることが確認できる資料（関係規程、成績判定会議に関する資料等）
- ・学修単位科目の授業時間外学修を把握する体制、手法、手順等に関する資料（会議資料等）

【関係法令等】

（設）第 17 条の 3

**観点 5－6－② 成績評価認定基準が学生に周知されていること**

【分析の手順】

- (1)成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されていることを確認する。
  - ・学生に対して、学校として刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図

っていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・周知を図る取組の内容が確認できる資料（学生便覧、ウェブサイトでの明示等）

**【関係法令等】**

（設）第 17 条の 3

**観点 5－6－③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に  
行われていることについて、組織的に確認していること**

**【分析の手順】**

- (1) 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校の組織的な措置として、成績評価の妥当性（シラバスどおりに成績評価が行われていること）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返されていないこと、試験問題のレベルが適切であることに関するチェックが行われていることを確認する。

自己評価書（様式 1）に設定されたチェック項目は、原則として全ての措置が求められる項目であることに留意して分析してください。

複数年度にわたり、あるいは同じ年度内において、中間試験・期末試験、追試験、再試験、単位追認試験において同じ試験問題が使われていないことをチェックし、必要に応じて是正を行う措置が取られているか分析してください。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料（全ての項目について、どのようにチェックするかが記された規程等、前年度のチェック結果が確認できる資料）
- ・同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料（関係の会議資料、議事録、（あれば）是正措置が行われたことを確認できる資料）

**【関係法令等】**

（設）第 17 条の 3

**観点 5－6－④ 成績に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること**

**【分析の手順】**

- (1) 成績評価結果に関する学生からの申立ての機会が規程等により定められていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・学生からの申立てについて定めた規程等

【関係法令等】

(設)第 17 条の 3

---

**基準 5-7 学校の目的及び DP に基づき、公正な卒業判定が実施されていること**

**観点 5-7-① 卒業認定基準を DP に従って、組織として策定していること**

【分析の手順】

- (1) 学校が定める卒業要件が組織的に策定され、設置基準が定める要件と整合していることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・卒業要件が組織的に策定されていることが確認できる資料（学則、卒業認定基準等）

【関係法令等】

(法)第 117 条

(設)第 17 条第 3～6 項、第 18 条、第 19 条、第 20 条

**観点 5-7-② 策定された卒業要件が学生に周知されていること**

【分析の手順】

- (1) 卒業認定基準が学生に周知されていることを確認する。
  - ・卒業要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知が図られていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・周知した資料（学生便覧、ウェブサイトでの明示等）

【関係法令等】

(法)第 117 条

(設)第 17 条第 3～6 項、第 18 条、第 19 条、第 20 条

### 観点5-7-③ 卒業の認定が、卒業認定基準に基づき組織的に実施されていること

#### 【分析の手順】

(1) 卒業認定基準に基づき、組織として卒業認定していることを確認する。

#### 【観点到係る根拠資料・データ】

・卒業判定時に使用する様式等

#### 【関係法令等】

(法)第117条

(設)第17条第3～6項、第18条、第19条、第20条

---

## 基準5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること

### 観点5-8-① DPに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること

本観点是、観点1-2-③の分析の内容との整合性に留意して確認します。

#### 【分析の手順】

(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていることを確認する。

#### 【観点到係る根拠資料・データ】

・体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等）

### 観点5-8-② 卒業時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること

本観点是、観点1-2-③の分析の内容との整合性に留意して確認します。

#### 【分析の手順】

(1) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。

#### 【観点到係る根拠資料・データ】

・意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（卒業時アンケート、アンケート結果、会議資料等）

**観点5-8-③ 卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること**

本観点は、観点1-2-③の分析の内容との整合性に留意して確認します。

**【分析の手順】**

- (1) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度たった者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（卒業生アンケート、アンケート結果、会議資料等）

**観点5-8-④ 就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること**

本観点は、観点1-2-③の分析の内容との整合性に留意して確認します。

**【分析の手順】**

- (1) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生の就職・進学先の関係者に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（就職・進学先アンケート、アンケート結果、会議資料等）

---

**基準5-9 APが具体的かつ明確であること**

**観点5-9-① APが学校の目的を踏まえて明確に定められていること**

APの公表は、基準4-5-①において確認します。

**【分析の手順】**

- (1) 関係法令及びガイドラインを踏まえ、APが定められていることを確認する。
- (2) APが、学校や学科の目的（自己評価書Ⅱに記載したもの）、DP、CPを踏まえて策定されていることを確認する。
  - ・APが、学校の目的、学科の目的、DP及びCPを踏まえて策定されているか確認する。
- (3) APが、「入学者選抜の基本方針」及び「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」に係る記述を含んでいることを確認する。

自己評価書（様式1）に設定された2つの要素（チェック項目）は、APに含まれることが求められている項目であることに留意して分析してください。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 準学士課程の AP

【関係法令等】

- （法）第 57 条、第 118 条、（施）第 165 条の 2、ガイドライン

---

**基準 5－10 学生の受入れが適切に実施されていること**

観点 5－10－① AP に沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること

【分析の手順】

- (1) AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針その他）となっていることを確認する。
  - ・ 選抜区分ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。
  - ・ 面接が含まれている場合は、面接の要領が整備されていることを確認する。
  - ・ 実施体制の整備状況（組織の役割、構成、合格者決定プロセス等）を確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 選抜区分ごとの入学者選抜募集要項、面接要領、合否判定基準、合否判定様式、入学試験実施状況等が確認できる資料（議事要旨等）

【関係法令等】

- （設）第 3 条の 2

観点 5－10－② AP に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること

【分析の手順】

- (1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されていることを確認する。
  - ・ 入試に関する委員会等における検証するための組織や具体的な取組（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証が行われていることを確認する。

(3) (2)の検証の結果が入学者選抜の改善に役立てられていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等）
- ・検証した資料（会議資料等）
- ・検証結果を改善に役立てている状況が確認できる資料

---

## 基準5－11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

観点5－11－① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

【分析の手順】

- (1) 収容定員が学科ごとに学則で定められていること、また、1学級当たり40人が標準とされていることを確認する。
- (2) 学科ごとの入学定員（収容定員を5で除した数）と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制が整備されていることを確認する。
- (3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であることを確認する。
- (4) 過去5年間で、学科ごとの実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組（適正化を図る取組）を行っていることを確認する。

学科ごとの入学定員に対して、過去5年間平均の実入学者数が0.7倍以上～1.3倍未満の範囲にない場合に、大幅な超過あるいは不足と判断します。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・学則の該当箇所
- ・体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等）
- ・【様式2－2】平均入学定員充足率計算表
- ・（実入学者数が入学定員を大幅に超過又は不足している場合）改善に向けた取組が確認できる資料

【関係法令等】

（設）第4条の2、第5条第2項

## 領域 6 専攻科課程の教育活動の状況

### 基準 6-1 DP が具体的かつ明確であること

観点 6-1-① DP が、学校の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されていること

DP の公表は、基準 4-5-①において確認します。

#### 【分析の手順】

(1) 関係法令及びガイドラインを踏まえ、DP が定められていることを確認する。

- ・ DP は、教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析する。
- ・ DP において、以下の各項目が踏まえられていることを確認する。

- 1) 学生の学習の目標となっていること
- 2) 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ

(2) DP が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ専攻科課程全体、各専攻の目的（自己評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有していることを確認する。

(3) DP が、「学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力」及び「養成しようとする人材像」を含んでいることを確認する。

自己評価書（様式 1）に設定された 2 つの要素（チェック項目）は、DP に含まれることが求められる項目であることに留意して分析してください。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 専攻科課程の DP

#### 【関係法令等】

ガイドライン

### 基準 6-2 CP が具体的かつ明確であり、DP と整合していること

観点 6-2-① CP において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること

CP の公表は、基準 4-5-①において確認します。

#### 【分析の手順】

(1) ガイドライン等を踏まえ、CP が定められていることを確認する。

(2) CP が、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、

「学習成果をどのように評価するか」を含んでいることを確認する。

自己評価書（様式1）に設定されたチェック項目は、全ての内容を含むことが求められる項目であることに留意して分析してください。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・専攻科課程のCP

【関係法令等】

ガイドライン

**観点6-2-② CPがDPと整合性を有していること**

CPとDPの公表は、基準4-5-①において確認します。

【分析の手順】

(1)CPが、DPとの整合性を有していることを確認する。

- ・CPが、DPに定める学生が身に付けるべき資質・能力の目標を修得できるものとなっているか整合性を有していることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・専攻科課程のCP及びDP

【関係法令等】

ガイドライン

**基準6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること**

**観点6-3-① 教育課程が体系的に編成されていること**

本観点の根拠として、第三者評価（大学改革支援・学位授与機構の特例適用認定又はJABEE認定プログラムの認定など。以下、領域6において同じ。）の結果を利用する場合には、本観点は分析不要です。

【分析の手順】

(1)CPを踏まえて、適切な授業科目が体系的に配置されていることを確認する。

- ・一般科目及び専門科目のバランス（一般教育の充実への配慮）、必修科目・選択科目等の配

当等、CPに基づいて授業科目が配置され、教育課程の体系性が確保されていることを確認する。

- ・教育課程の体系性については、カリキュラムマップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリングその他必要な資料を用いて確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・授業科目の配置状況が確認できる資料（カリキュラムマップ、コース・ツリー、学生便覧等）

**観点6-3-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていること**

本観点の根拠として、第三者評価の結果を利用する場合には、本観点は分析不要です。

**【分析の手順】**

- (1) 専攻科の教育課程が、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮していることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・連携及び発展等の考慮状況が確認できる資料（科目系統図、連携状況を示す資料等）

**観点6-3-③ 創造力、実践力等を育む教育方法の工夫が図られているか【より望ましい取組として分析】**

本観点は、自己評価の実施の判断が対象校に委ねられている観点です。当該観点について、学校としての優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を行ってください。また、本観点の評価結果が基準の判断に影響することはありません。

本観点は、専攻科での教育プログラムの一環として学校が組織的に取り組むものを対象とします。課外活動は対象外です。

**【分析の手順】**

- (1) 創造力を育む教育方法の工夫が行われていることを確認する。（学校としてどう捉え、どう展開しているか。）【より望ましい取組として分析】
  - ・PBL 型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料により分析する。
  - ・創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析する。
- (2) 実践力を育む教育方法の工夫が行われていることを確認する。【より望ましい取組として分析】
  - ・実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料により分析する。
- (3) その他、(1) (2) 以外の観点（例：学生の国際性涵養（かんよう）など）に係る教育方法の

工夫を行っているものがあれば確認する。【より望ましい取組として分析】

(4) (1) ~ (3) の学校としての取組の結果、優れた成果が上げられていることを確認する。

【より望ましい取組として分析】

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

※本観点では、各校の特色・強みを生かした特に優れた取組を行っている場合に、具体的な取組内容、学校としての取組状況及びその実績が確認できる資料を提示すること。

- ・教育プログラムの一環として行われている、創造力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料（PBL型の授業や創造型の演習のシラバス、授業教材、受講者数等）
- ・教育プログラムの一環として行われている、実践力を育む教育方法の具体的な工夫が確認できる資料（シラバス、授業教材、受講者数等）
- ・教育プログラムの一環として行われている取組で、(1)(2)以外（例：学生の国際性涵養（かんよう）に向けた教育など）で教育方法の工夫を行っているものがあれば内容を示し、具体的な工夫が確認できる資料を提示する。（シラバス、授業教材、受講者数等）
- ・これらの取組実績により得られた、優れた成果が確認できる資料

### 基準6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

観点6-4-① 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

#### 【分析の手順】

(1) 1年間の授業を行う期間が、35週確保されていることを確認する。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・35週が確保されている状況が確認できる資料（行事予定表、時間割表等）

観点6-4-② 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

本観点は、直近の高等専門学校機関別認証評価において「改善を要する点」として指摘されおらず、かつ直近の高等専門学校機関別認証評価から大きな変更がない場合は分析不要です。  
本観点の根拠として、第三者評価の結果を利用する場合には、本観点は分析不要です。

#### 【分析の手順】

(1) CPに照らして、講義、演習、実験、実習の適切な授業形態が採用されているか。

- ・CPに照らして、講義、演習、実験、実習の授業形態のバランスが適切であることを確認する。

(2) 教育内容に応じて行っている学習指導上の工夫には、どのような工夫があるかを確認する。

自己評価書（様式1）に設定された学習指導上の工夫の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する取組を行っているチェック項目について分析を行ってください。

- ・授業形態（講義、演習、実験、実習の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。
- (3) CPを踏まえて、シラバスの作成要領を示す文書において記載すべき項目が明確に規定され、それに基づきシラバスが適切に作成されていることを確認する。
- ・シラバスの作成要領やフォーマットに規定された項目（授業科目名、単位数、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等）が設定されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。
- (4) 組織的に、最新のシラバスが漏れなく提示されているかの確認及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っていることを確認する。
- ・すべてのシラバスを、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知を図っているか、また、学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか確認する。
- (5) 授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間外の学修等を合わせて45時間であることを明示していることを確認する。また、学則に定める授業形態ごとの単位時間数に応じた授業時間外の学修が設定されていることを確認する。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・授業形態の開講状況（専攻別の授業形態の構成割合等）が確認できる資料
- ・チェックした項目の実施体制が確認できる資料（シラバス、事例を示す資料等）
- ・シラバスの作成要領や具体例等が確認できる資料
- ・シラバスの周知状況について、組織的な確認の体制が確認できる資料
- ・シラバスの活用状況を把握する体制が確認できる資料
- ・シラバスの活用状況について、改善を行った事例がある場合は、改善事例の具体的内容が確認できる資料
- ・学則において学修単位科目の授業形態ごとの授業時間を規定する箇所、明示状況が確認できる資料（シラバス、履修要項、学生便覧等）

#### 観点6-4-③ CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていること

本観点の根拠として、第三者評価の結果を利用する場合には、本観点は分析不要です。

#### 【分析の手順】

(1) 学生への教養教育や研究指導が適切に行われていることを確認する。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 教養教育や研究指導の実施状況が確認できる資料
- ・ 特別研究の指導の枠組み及び指導状況と内容を示す資料(指導教員・副指導教員の指導状況、技術職員の研究のサポート状況等)

---

## 基準 6-5 適切な履修指導、支援が行われていること

観点 6-5-① 学生のニーズに応えるための履修指導の体制が組織として整備され、指導、助言が行われていること

【分析の手順】

(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているかを確認する。

自己評価書(様式1)に設定された教育課程における配慮の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか(あるいは複数)に取り組んでいることを想定するものです。該当する取組を行っているチェック項目について分析を行ってください。

(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているかを確認する。

(3) 教育を実施する上でのガイダンスがどのように実施されているかを確認する。

(4) 特別な支援が必要と考えられる学生に対し、教育を実施する上でのガイダンスがどのように実施されているかを確認する。

自己評価書(様式1)に設定された学生に対する支援の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか(あるいは複数)に取り組んでいることを想定するものです。該当する学生に対する支援を行っているチェック項目について分析を行ってください。

【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 教育課程における具体的な配慮事項としてチェックした各項目の実施状況が確認できる資料(関係規程、教育課程表、シラバス、実績等)
- ・ 単位互換制度の内容が確認できる資料(関係規程等)
- ・ 実施しているガイダンスとしてチェックした項目の実施状況が確認できる資料(実施日程表、実施要項)

観点 6-5-② 学生のニーズに応えるための学習相談の体制が整備され、助言、支援が行われ

## ていること

### 【分析の手順】

- (1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制が整備されているかを確認する。

自己評価書（様式1）に設定された相談・助言体制の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する体制の整備を行っているチェック項目について分析を行ってください。

- (2) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。

自己評価書（様式1）に設定された制度の項目は、各校がそれぞれの必要に応じていずれか（あるいは複数）に取り組んでいることを想定するものです。該当する制度の整備を行っているチェック項目について分析を行ってください。

### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・チェックした項目の整備状況が確認できる資料（関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他整備した体制が確認できる資料等）
- ・チェックした項目の制度内容が確認できる資料（関係規程、学生便覧、学生への周知・案内文、その他制度が確認できる資料等）

### 観点6-5-③ 正規学生に海外で学習する機会が提供され、有効に活用されているか【より望ましい取組として分析】

本観点は、自己評価の実施の判断が対象校に委ねられている観点です。当該観点について、学校としての優れた成果が確認でき、かつ評価を受けることを希望する場合にのみ自己評価を行ってください。また、本観点の評価結果が基準の判断に影響することはありません。

### 【分析の手順】

- (1) 提供された機会を利用して学生が海外で学習していることを確認する。

【より望ましい取組として分析】

### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・支援体制が確認できる資料（関係規程、利用実績等）

---

## 基準6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

観点6-6-① DP 及び CP に基づき定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、

## 成績評価基準が組織として策定されていること

本観点の根拠として、第三者評価の結果を利用する場合には、本観点は分析不要です。

### 【分析の手順】

- (1) 成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき策定されていることを確認する。
  - ・ 成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。
- (2) 追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法が定められていることを確認する。
- (3) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等が行われていることを確認する。
- (4) 学修単位科目を配置している場合、授業時間外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているかを確認する。

### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 成績評価や単位認定に関する規程等
- ・ 追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法を定めた規程等
- ・ 成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることが確認できる資料（関係規程、成績判定会議に関する資料等）
- ・ 学修単位科目の授業時間外学修を把握する体制、手法、手順等に関する資料（会議資料等）

## 観点6-6-② 成績評価認定基準が学生に周知されていること

### 【分析の手順】

- (1) 成績評価や単位認定に関する基準が学生に周知されていることを確認する。
  - ・ 学生に対して、学校として刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・ 周知を図る取組の内容が確認できる資料（学生便覧、ウェブサイトでの明示等）

## 観点6-6-③ 成績評価基準に基づき各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に 行われていることについて、組織的に確認していること

### 【分析の手順】

- (1) 成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校の組織的な措置として、成績評価の妥当性（シラバスどおりに成績評価が行われていること）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返されていないこと、試験問題のレベルが適切であること

に関するチェックが行われていることを確認する。

自己評価書（様式1）に設定されたチェック項目は、原則として全ての措置が求められる項目であることに留意して分析してください。

複数年度にわたり、あるいは同じ年度内において、中間試験・期末試験、追試験、再試験、単位追認試験において同じ試験問題が使われていないことをチェックし、必要に応じて是正を行う措置が取られているか分析してください。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・学校として組織的に取り組んでいる内容が確認できる資料（全ての項目について、どのようにチェックするかが記された規程、前年度のチェック結果が確認できる資料等）
- ・同一の試験問題が使われていないことの確認に関し、評価実施の前年度に行った組織的な措置が確認できる資料（関係の会議資料、議事録、（あれば）是正措置が行われたことを確認できる資料等）

**観点6-6-④ 成績に対する異議申立制度が組織的に設けられていること**

**【分析の手順】**

- (1)成績評価結果に関する学生からの申立ての機会が規程等により定められていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・学生からの申立てについて定めた規程等

**基準6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること**

**観点6-7-① 修了認定基準をDPに従って、組織として策定していること**

本観点の根拠として、第三者評価の結果を利用する場合には、本観点は分析不要です。

**【分析の手順】**

- (1)学校が定める修了要件が組織的に策定されていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・修了要件が組織的に策定されていることが確認できる資料（学則、修了認定基準等）

## 観点6-7-② 策定された修了要件が学生に周知されていること

### 【分析の手順】

- (1) 修了認定基準が学生に周知されていることを確認する。
  - ・ 修了要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

### 【観点到係る根拠資料・データ】

- ・ 周知した資料（学生便覧、ウェブサイトでの明示等）

## 観点6-7-③ 修了の認定が、修了認定基準に基づき組織的に実施されていること

### 【分析の手順】

- (1) 修了認定基準に基づき、組織として修了認定していることを確認する。

### 【観点到係る根拠資料・データ】

- ・ 修了判定時に使用する様式等

---

## 基準6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること

### 観点6-8-① DPに沿った学習・教育の成果を確認するための体制が整備されていること

本観点是、観点1-2-③の分析の内容との整合性に留意して確認します。

### 【分析の手順】

- (1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育の成果を把握・評価するための体制が整備されていることを確認する。

### 【観点到係る根拠資料・データ】

- ・ 体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等）

### 観点6-8-② 修了時の学生からの意見聴取の結果により、学校の目的及びDPに基づいた学習成果が得られていること

本観点是、観点1-2-③の分析の内容との整合性に留意して確認します。

### 【分析の手順】

(1) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（修了時アンケート、アンケート結果、会議資料等）

**観点 6－8－③ 修了後一定期間の就業経験等を経た修了生からの意見聴取の結果により、学校の目的及び DP に基づいた学習成果が得られていること**

本観点は、観点 1－2－③の分析の内容との整合性に留意して確認します。

**【分析の手順】**

(1) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（修了生アンケート、アンケート結果、会議資料等）

**観点 6－8－④ 就職先等からの意見聴取の結果により、学校の目的及び DP に基づいた学習成果が得られていること**

本観点は、観点 1－2－③の分析の内容との整合性に留意して確認します。

**【分析の手順】**

(1) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生の就職・進学先の関係者に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・意見聴取の結果から成果の把握・評価が実施されていることが確認できる資料（就職・進学先アンケート、アンケート結果、会議資料等）

---

**基準 6－9 AP が具体的かつ明確であること**

**観点 6－9－① AP が学校の目的を踏まえて明確に定められていること**

AP の公表は、基準 4－5－①において確認します。

#### 【分析の手順】

- (1) 関係法令やガイドラインを踏まえ、AP が定められていることを確認する。
- (2) AP が、「入学者選抜の基本方針」及び「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」に係る記述を含んでいることを確認する。

自己評価書（様式1）に設定された2つの要素（チェック項目）は、APに含まれることが求められる項目であることに留意して分析してください。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・専攻科課程の AP

#### 【関係法令等】

ガイドライン

---

### 基準 6－10 学生の受入れが適切に実施されていること

観点 6－10－① AP に沿って適切な受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されていること

#### 【分析の手順】

- (1) AP、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針その他）となっていることを確認する。
  - ・選抜区分ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。
  - ・面接が含まれている場合は、面接の要領が整備されていることを確認する。
  - ・実施体制の整備状況（組織の役割、構成、合格者決定プロセス等）を確認する。

#### 【観点に係る根拠資料・データ】

- ・選抜区分ごとの入学者選抜募集要項、面接要領、合否判定基準、合否判定様式、入学試験実施状況等が確認できる資料（議事要旨等）

観点 6－10－② AP に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられていること

#### 【分析の手順】

- (1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制が整備されていることを確認する。
  - ・入試に関する委員会等における検証するための組織や具体的な取組（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、APに沿っているかどうかの検証が行われていることを確認する。

(3) (2)の検証の結果が入学者選抜の改善に役立てられていることを確認する。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等）
- ・検証した資料（会議資料等）
- ・検証結果を改善に役立てている状況が確認できる資料

---

**基準6－11 実入学者数が適切な数となっていること**

**観点6－11－① 実入学者数が適切な数となっていること**

**【分析の手順】**

(1) 収容定員（又は入学定員）が専攻ごとに学則で定められていることを確認する。

(2) 募集定員と実入学者数に乖離（かいり）があることは受験生の信頼を低下させる可能性があることから、専攻ごとの入学定員（収容定員を定めている場合は、収容定員を2で除した数）と実入学者数との関係が把握されていることを確認する。

(3) 入学定員が定められている専攻科に係る教育体制が、教育効果を担保する観点から収容定員に応じて適切に整備されていることを確認する。この際、過去5年間平均の実入学者数が0.7倍以上～1.3倍未満の範囲にない場合には、特に、学校としてその状況を把握、分析した上で、教職員の配置、教育研究施設・設備等の整備がなされていること、また適切な教育成果が上がっていることを確認する。

大学との連携教育課程に所属する学生は専攻科の入学者数として計上してください。

**【観点に係る根拠資料・データ】**

- ・学則の該当箇所
- ・体制の整備状況が確認できる資料（関係規程等）
- ・【様式2－2】平均入学定員充足率計算表
- ・【様式2－3】担当教員一覧表等
- ・（実入学者数が入学定員から大幅に乖離（かいり）している場合）教職員の配置、教育研究施設・設備等の整備がなされていることを示す資料、適切な教育成果が上がっていることを示す資料